

第十二号

徳島県社会教育委員設置条例の全部改正について

徳島県社会教育委員設置条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県社会教育委員設置条例

徳島県社会教育委員設置条例（昭和二十四年徳島県条例第三十二号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条第一項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、徳島県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委員の委嘱の基準）

第二条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（委員の定数及び任期）

第三条 委員の定数は、十五人とする。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委任）

第四条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により社会教育法の一部が改正されたことに伴い、徳島県社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるとともに、規定の整備合理化を図るため、徳島県社会教育委員設置条例の全部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。